

米原市教育委員会事務局
スポーツ推進課
令和7年6月発行

学校体育施設利用の手引

米原市 

目次

I 学校開放事業の概要 P 1

I-1 はじめに

I-2 米原市公共施設予約システムおよびリモートロックについて

II 利用施設および手続き P 2-4

II-1 利用可能施設について

II-2 使用料・照明料の減免および加算について

II-3 利用の流れについて

II-4 予約可能期間および締切について

III 利用時の留意点 P 5

III-1 鍵の解錠・施錠について（リモートロックの操作について）

III-2 利用のキャンセルについて

III-3 利用中のトラブルについて

III-4 納付書の支払いについて

III-5 学校備品について

IV 連携およびその他資料 P 6

IV-1 各学校との連携について

IV-2 関連資料

1. 学校開放事業の概要

1-1 はじめに

本市では、地域住民の皆さまの健康づくり、スポーツ・文化活動の推進、そして地域コミュニティの活性化を目的として、学校施設を地域に開放する「学校開放事業」を実施しています。この事業では、学校のアリーナや運動場などを、学校教育活動に支障のない範囲で、地域のスポーツ団体や自治会、文化団体などの皆さまに開放しています。子どもから高齢者まで幅広い世代が体を動かすことができる環境を整え、地域全体で健康とつながりを育むことが期待されています。また、学校と地域との連携を深める機会としても、大きな意義を持っています。ただし、これらの施設は本来、児童・生徒が学習や生活の場として日常的に使用している大切な教育施設です。地域の皆さまには、学校や児童生徒、そして他の利用団体に配慮しながら、丁寧に、そして安全に使用していただくことが何よりも重要です。

本マニュアルは、学校開放事業に関わる皆さまが、安心して、かつ円滑に施設を利用できるように、必要な手続きやルール、注意点などをまとめたものです。事業の趣旨をご理解のうえ、適切な施設利用に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

1-2 米原市公共施設予約システムおよびリモートロックについて

米原市公共施設予約システム（以下、「予約システム」という。）は、令和6年4月から運用を開始したサービスで、パソコンやスマートフォンを使って市内の公共施設の空き状況を確認したり、利用予約を行ったりすることができる便利なオンラインシステムです。これにより、従来必要だった紙による申請手続きが不要となり、自宅や外出先からでも簡単に申込ができるようになりました。学校体育施設の予約についても、同じシステムを通じて行えるため、複数の施設を一元的に管理・利用できる点も大きなメリットです。

さらに、令和7年3月からは、屋内の学校体育施設にリモートロックを導入しました。これは、施設の開錠を4桁の暗証番号で行うシステムで、物理的なカギの受け渡しが必要なくなるため、利用者にとってより手軽で安全な方法となっています。予約システムとリモートロックは連携しており、利用者による予約後、管理者による承認が完了すると、登録されたメールアドレスに予約毎に異なる暗証番号が自動で送信されます。この暗証番号は、予約時間の15分前から、終了後15分まで有効で、その時間帯に施設を利用することができます。予約から施設利用までがすべてオンライン上で完結するこの仕組みは利用者の利便性・効率性を目的としています。

II. 利用施設および手続き

II-1 利用可能施設について

利用可能施設・室場は以下のとおりです。

| | 施設名 | 住所 | 室場 | 使用料 | 照明料 |
|----|--------|-------------|------|-------|---------|
| 1 | 春照小学校 | 杉澤 817 番地 | アリーナ | 200 円 | 200 円 |
| | | | 運動場 | 500 円 | - |
| 2 | 伊吹小学校 | 上野 992 番地 | アリーナ | 200 円 | 200 円 |
| | | | 運動場 | 500 円 | - |
| 3 | 伊吹山中学校 | 高番 387 番地 | アリーナ | 200 円 | 200 円 |
| | | | 運動場 | 500 円 | - |
| 4 | 山東小学校 | 大鹿 546 番地 | アリーナ | 200 円 | 200 円 |
| | | | 運動場 | 500 円 | - |
| 5 | 大原小学校 | 市場 424 番地 | アリーナ | 200 円 | 200 円 |
| | | | 運動場 | 500 円 | - |
| 6 | 柏原小学校 | 柏原 2320 番地 | アリーナ | 200 円 | 200 円 |
| | | | 運動場 | 500 円 | - |
| 7 | 大東中学校 | 池下 1054 番地 | アリーナ | 300 円 | 300 円 |
| | | | 銃剣道場 | 100 円 | 200 円 |
| | | | 運動場 | 500 円 | - |
| 8 | 柏原中学校 | 清滝 40 番地 | アリーナ | 200 円 | 200 円 |
| | | | 運動場 | 500 円 | - |
| 9 | 息長小学校 | 能登瀬 1339 番地 | アリーナ | 100 円 | 200 円 |
| | | | 運動場 | 500 円 | - |
| 10 | 坂田小学校 | 宇賀野 508 番地 | アリーナ | 100 円 | 200 円 |
| | | | 運動場 | 500 円 | - |
| 11 | 河南小学校 | 枝折 77 番地 | アリーナ | 200 円 | 300 円 |
| | | | 運動場 | 500 円 | - |
| 12 | 米原小学校 | 入江 307 番地 | アリーナ | 200 円 | 300 円 |
| | | | 運動場 | 500 円 | - |
| 13 | 河南中学校 | 河南 295 番地 | アリーナ | 300 円 | 300 円 |
| | | | 銃剣道場 | 100 円 | 200 円 |
| | | | 運動場 | 500 円 | 2,000 円 |
| 14 | 米原中学校 | 入江 313 番地 | アリーナ | 300 円 | 300 円 |
| | | | 銃剣道場 | 100 円 | 200 円 |
| | | | 運動場 | 500 円 | - |
| 15 | 双葉中学校 | 顔戸 233 番地 | 運動場 | 500 円 | - |

①料金について

表示されている料金は1時間あたりの利用金額です。

②利用可能時間

- 平日（学校登校日）：午後5時～午後9時30分

- 休業日を含む休日等（12月28日～1月4日を除く）：午前8時30分～午後9時30分

※各学校の行事や予定により、利用可能時間が変更される場合があります。

③アリーナの利用について

アリーナのみ片面利用が可能で、料金は表に記載された額の半額となります。

④河南中学校運動場のナイター設備について

ナイター設備を御利用の場合、以下の照明料がかかります。なお、利用には専用のコインが必要ですので、希望される場合はスポーツ推進課まで御連絡ください。

- 全灯：2,000円／時間

- 半灯：1,500円／時間

II-2 使用料・照明料の減免および加算について

①使用料・照明料を免除にできる場合

市(市の行政機関および市の附属機関等を含む。)が主催または共催により使用するとき、または市長が公益上認めるとき

②使用料が免除にできる場合

市内に住所を有する中学生以下の者(半数以上が市内に住所を有する中学生以下の者で構成された団体を含む。)が使用するとき

③使用料・照明料が倍額となる場合

市外に住所(団体または法人にあってはその所在地)を有する者が使用するとき

II-3 利用の流れについて

学校開放施設利用の流れについては、登録→申請→利用→報告→支払が基本となります。予約方法は予約システムもしくは米原市体育施設・学校開放施設利用許可申請書（以下、「利用許可申請書」という。）の提出の2パターンがあります。予約システムの詳細な利用方法については「米原市公共施設予約システム（利用者マニュアル）」を御参照ください。

※1度きりの利用の場合は、①の登録は不要です。

利用の流れ

| 作業 | 予約システムの場合 | 申請書の提出の場合（紙で申請） |
|-----|---|--|
| ①登録 | 予約システムへアクセスし利用登録画面へ 必要事項を入力し仮登録 代表者の本人確認書類を持参し窓口へ （免許証、マイナンバーカード等） 本人確認書類を確認後、管理者による本登録 登録完了 | 「米原市公共施設予約システム利用者登録申請書 ID・パスワード通知書」を記入 代表者の本人確認書類を持参し窓口へ （免許証、マイナンバーカード等） 本人確認書類を確認後、管理者による本登録 登録完了 |
| ②申請 | 予約システムへ設定した ID・パスワードでログイン 利用したい施設・室場の空き状況を確認し仮予約 仮予約後、管理者による承認作業が行われます 承認後、本予約完了 | 予約システムで空状況を確認 窓口で利用許可申請書を記入、提出 |
| ③利用 | 屋内の室場を利用する場合、予約システムに登録し たメールアドレスにリモートロックの4ケタ暗証番 号が送信されます。 | 屋内の室場を予約された場合は、利用開始日まで にスポーツ推進課へ御連絡ください。施設を開錠 する暗証番号をお伝えいたします。 |
| ④報告 | 利用終了後は速やかに米原市公式サイトから利用報告をお願いいたします。 （米原市公式サイトへアクセス→観光・文化・スポーツ→スポーツ→米原市体育施設の利用について→学 校体育施設について→学校体育施設等利用報告書提出または利用中止連絡） 紙で提出を御希望の場合は、HP からダウンロードもしくはスポーツ推進課窓口へお越しください。 | |
| ⑤支払 | 支払方法は口座振替・納付書の2種類があります。口座振替についてはシステムからの予約のみ可能であ り、利用には別途「米原市 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」の提出が必要です。それぞれ月 1回の請求で、利用報告書に基づいた請求となります。納付書払いの場合は市役所会計室もしくは各銀行 でお支払いください。 | |

III-4 予約可能期間および締切について

予約可能期間は2か月先の月末、予約締切は利用日の3日前の午後5時までとなります。イベント等で事前に予約がしたいといったやむを得ない事情がある場合は、スポーツ推進課へ御相談ください。

例：4月1日午前8時30分になった段階で6月30日までの予約が可能になります。

木曜日に利用を希望の場合、同週の月曜日午後5時までが締切となります。

Ⅲ. 利用時の留意点

Ⅲ-1 鍵の解錠・施錠について（リモートロックの操作について）

屋内の室場利用に伴う鍵の開錠および施錠について、米原市では 500i と 9j の 2 種類のリモートロックを導入しています。学校によってはキーボックスタイプのリモートロックを導入しており、その場合はボックス内の物理カギで利用いただきます。使用方法は同じで暗証番号を入力後開錠ボタンを押すと開錠、施錠は施錠ボタンを押すだけで暗証番号の入力は必要ありません。暗証番号の有効期間は予約時間の 15 分前から、終了後 15 分間までとなりますので御注意ください。



Ⅲ-2 利用のキャンセルについて

予約をキャンセルをしたい場合、また利用しなかった場合は、速やかにスポーツ推進課まで御連絡ください。利用者で予約システム上からキャンセルすることはできません。

Ⅲ-3 利用中のトラブルについて

施設設備および備品を破損した、利用中にケガをした等のトラブルは利用者の責任となります。設備・備品の破損について、現状復旧にかかる金額は利用者の全額負担となりますので御注意ください。

Ⅲ-4 納付書の支払いについて

納付書は予約システム上の代表者もしくは申請書に記載の代表者へ送付します。

納付書送付先を変更したい場合はスポーツ推進課へ御連絡ください。

なお、納付書での支払いは、納付期限がございますので御注意ください。

Ⅲ-5 学校備品について

学校備品を借用することは原則禁止となります。

IV. 連携およびその他資料

IV-1 各学校との連携について

学校開放事業については、スポーツ推進課が担当している業務ですが、学校施設の貸出となりますので、各学校との連携は不可欠です。本事業においてスポーツ推進課から各学校へお願いしていることは以下のとおりです。なお、学校開放事業に関する問合せはスポーツ推進課へお願いいたします。原則、学校への連絡はお控えください。

各学校へ依頼していること

- ①利用許可申請書および学校体育施設等利用報告書の受理
- ②予約システム上の予約不可日時の設定

IV-2 関連資料

- ・ 体育施設利用案内
- ・ 体育施設利用の手引
- ・ 米原市公共施設予約システム（利用者マニュアル）

問合せ先

米原市教育委員会事務局
スポーツ推進課
TEL:0749-53-5155